

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

産業振興部 商工振興課

許認可等の内容		大平まちづくり交流センター使用料の還付
根拠法令等及び条項		栃木市大平まちづくり交流センター条例第12条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市大平まちづくり交流センター条例第12条、栃木市大平まちづくり交流センター条例施行規則第4条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 栃木市大平まちづくり交流センター使用料の還付（条例第12条） 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、規則で定める特別の理由があるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>2 栃木市大平まちづくり交流センター使用料の還付基準（条例施行規則第4条） 条例第12条ただし書の規定により使用料を還付するときの基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 利用者の責めによらない理由により、利用することができなくなったとき。</p> <p>(2) 利用日の2日前（商業スペース利用に当たっては、20日前）までに利用申請の取消しを申し出たとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。</p>	